

## 議案第 5 2 号

### 白岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険条例（昭和 3 4 年白岡町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

#### 提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和 6 年 1 2 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。